

報道関係者各位

漁業権の免許をすべき者の判断基準（案）に係る意見募集について

山形県では、令和5年度における共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権免許の一斉切替えにあたり、漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項第2号に掲げる場合において免許をすべき者を決定するための判断基準（以下「判断基準」といいます。）を定めることとしました。

つきましては、この判断基準（案）に関する県民の皆様の御意見を募集いたしますので、周知に御協力くださるようお願いいたします。

記

1 意見募集の期間

令和5年6月22日（木）から令和5年7月18日（火）まで

2 意見の提出方法及び宛先等

(1) 郵送 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県農林水産部水産振興課 水産行政担当

(2) ファックス ファックス番号 023-630-3257

(3) 電子メール 以下のアドレス中の当ページの末尾にある「お問い合わせフォーム」からお送りください。

県パブリック・コメントのアドレス

<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/joho/kocho/publiccomment/boshuuchuu.html>

3 その他

(1) 御意見をいただく様式は、任意のものとしませんが、必ず住所、氏名及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません）

(2) 御意見は日本語で提出してください。

4 公表資料及び閲覧方法

漁業権の免許をすべき者の判断基準（案）を県ホームページに掲載し、行政情報センター（県庁1階）及び各総合支庁総合案内窓口に備え付けます。

【問い合わせ先】

農林水産部水産振興課 課長補佐 小佐野 利彦

電話 023(630)2477

【報道監】農林水産部次長 齋藤